

国民健康保険・後期高齢者医療制度

「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「限度額適用認定証」の申請・更新時期です！

「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」は、医療機関を受診した際の医療費の窓口負担や入院時の食事代の自己負担額を減額するために必要なものです。ただし、国民健康保険に加入している世帯で、市道民税課税世帯に属する70歳未満の方の場合は、医療費の自己負担限度額を上回った窓口負担額のみ減額となります。

現在使用している認定証は、7月31日までの有効期限となっています。8月以降に必要な方は、保険係（1階6番窓口）で申請・更新手続きを行ってください。なお、後期高齢者医療制度に加入している方で認定証の申請をしたことがあり、令和5年度も対象となる方には7月中旬以降に保険証と併せて郵送しますので手続きは不要となります。新認定証の色は「黄緑色」です。現在お持ちの認定証は、有効期限が切れましたら破棄してください。

◆申請・更新時に必要なもの

保険証、マイナンバーカードまたは通知カード（記載情報と現況に相違のないもの）

◆手続きが必要な方（後期高齢者医療保険加入者は今まで一度も申請したことがない方）

区 分		対 象
70歳以上	現役Ⅱ	年収約770万円～約1,160万円 (課税所得380万円以上690万円程度)
	現役Ⅰ	年収約370万円～約770万円 (課税所得145万円以上380万円程度)
	区分Ⅱ	令和5年度市道民税非課税世帯に属する方
	区分Ⅰ	区分Ⅱの世帯のうち次のいずれかに該当する世帯 ・世帯全員が所得0円（※）で、かつ公的年金収入額80万円以下の方 ※給与所得がある場合は10万円を控除 ・老齢福祉年金を受給されている方
70歳未満		国保加入者全員が対象です。 ただし、世帯主に国税の滞納がある方は、一度、減額前の額でお支払いいただくこととなります。詳しくは保険係（1階6番窓口）へお問い合わせください。

後期高齢者医療被保険者証の切り替え

現在ご使用いただいている保険証は7月31日でも有効期限が切れるため、7月中旬に**黄色の新しい保険証**をお送りします。届きましたら現在お持ちの保険証は破棄してください。

○新しい保険証の有効期限は、令和6年7月31日です。

保険証のこの部分に、窓口負担割合を印字していただきます。



後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	〇〇年 7月31日
交付年月日	〇〇年 7月 1日
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
被 住 所	広城市連合町1丁目
保 氏 名	広城 太郎 男
險 生 年 月 日	昭和 7年 7月 7日
者 資 格 取 得 年 月 日	平成20年 4月 1日
発 効 期 日	平成20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011000 北海道後期高齢者医療広域連合 公印(朱)

問保険係Tel 74-4745